

静岡県教育委員会告示第4号

静岡県公立高等学校等学び直し支援金事務処理要綱（平成30年6月1日教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

改正前	改正後
(支給要件) 第4条 学び直し支援金は、次の各号のすべてに該当する者に支給する。 (1)～(6) (略) (7) 学び直し支援金の支給を通算して <u>24月以上</u> 受けていない者 (8) (略) 2 (略)	(支給要件) 第4条 学び直し支援金は、次の各号のすべてに該当する者に支給する。 (1)～(6) (略) (7) 学び直し支援金の支給を通算して <u>12月（定時制及び通信制課程にあっては24月）以上</u> 受けていない者 (8) (略) 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱の施行の日前から学び直し支援金の受給資格の認定を受けている者については、改正後の第4条第1項第7号の規定は、令和2年7月1日から施行する。